

手順書:精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

36. 抗精神病薬の臨時投与(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(興奮状態の程度や持続時間、せん妄の有無等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗精神病薬を投与する

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

興奮状態、せん妄状態で、抗精神病薬の投与が必要と判断される患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

意識状態の変化がない
バイタルサインの変化がない
基礎疾患の悪化がない
自制できない過度の興奮状態ではない
他害行為・攻撃的行動の可能性がない
服薬指示を遵守できる理解能力・精神状態

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

緊急性なし

【診療の補助の内容】

抗精神病薬の臨時の投与
・非薬物的介入によっても興奮・せん妄が改善しない場合、薬物的介入を検討する
・薬物的介入が必要な場合、添付文書の用法・容量に基づき投与量の調整を行う
　　リスペリドン(リスピダール)
　　ハロペリドール(セレネース)
　　デクスメテトミジン(プレセデックス) など



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

意識状態の変化
バイタルサインの変化
精神症状(興奮、せん妄症状)
既存精神疾患とは異なる精神症状の出現・増悪
自傷・他害行為出現の可能性
錐体外路症状の増悪
薬物による副作用の有無

<確認事項>

異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

担当医師に直接連絡する
特定行為の実施を診療録に記載する